

JAS法を改正し すべての飲食料品の 品質表示を定める

農林水産省総合食料局長

西藤 久三

インタビュアー

青山 佳世

近年、私たちの食卓に並ぶ食品を見ると、惣菜などの加工品、外国から輸入されたもの、遺伝子組換え食品を原料とするものなどが多くなってきています。そのため、消費者が食品を選択するときには、食品についての正確な情報提供が求められるようになってきました。また、生産者・製造業者などからは、それぞれの食品が消費者に正しく評価されることが求められています。

西藤久三・農林水産省総合食料局長に、今回のJAS法の改正によって食品の品質表示がどのようになるのか伺いました。

多様化してきた 飲料品の供給ルート

青山 最近、デパートとかスーパーなどの飲料品売場に行くと、魚でも野菜でも、原産地の表示が目につくようになり、かなり選びやすくなってきた感じがします。どうして飲料品について品質表示をすることになったのですか。

西藤 かつて生鮮飲料品は、ほとんどが国産でした。冬であれば四国や九州から、夏であれば東北、北海道とか長野、群馬の高冷地から市場に供給されていました。ところが平成に入ってから、特に野菜などを中心に輸入が増えてきて、現在では、野菜全体の一五%を輸入野菜が占めています。供給ルートが非常に多様化してきたため、生産者、製造業者などの供給サイドから、そ



青山さん もし品質表示に偽りがあったと分かった場合は、どうなるのですか



疑わしい場合は、まず立入検査をして間違いが発見されれば是正措置をとってくださいと指導いたします 西藤局長

れぞれの商品が消費者に正しく評価されることが求められるようになつてきました。

一方、需要も、これまで家庭で食材を買つてきて調理するというかたちでしたが、今はお惣菜などの加工食品の利用が非常に増えてきました。漬物一つとってもみても、家庭で漬けることは非常に少なくなつてきましたね。そうすると、食材がどこから来ているのか消費者から見えない。そのため、消費者が選択するときに、産地がどこであるか情報を提供することが求められるようになつてきました。

そのような背景から、今回、JAS法を

改正して、すべての飲食料品について、品質表示基準を定めることになりました。野菜、果物、肉といった生鮮飲食料品については、既に昨年の七月一日から表示をお願いしています。また、加工食品やお米、遺伝子組換え食品については、今年の四月一日から適用されます。

平成四年から

品質表示のガイドラインを実施

青山 品質表示基準では、どのようなことが表示されるのですか。

西藤 飲食料品の製造業者又は販売業者の方に義務づけている表示基準の場合、生鮮食料品では、名称、原産地 国内のものであれば都道府県名、輸入品であれば輸出国を表示していただくことになつています。

魚の場合は、漁獲した海域名に加えて、解凍、養殖したものであればそのことを記さなければなりません。また、加工食品であれば名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存に特に注意する必要がある場合は、保存方法について、さらに、製造業者の名前、住所などを書いてくださいとお願いしています。

青山 水産物、農産物、加工食品、それぞれ義務づけられている内容が違つてゐるわけですね。

西藤 先ほど申し上げたように、消費者から見ると、身近だった生産の場がどんどん遠くなり見えにくくなつてきた。野菜を買ってきて自分で調理していたのが、調理されたものを買うようになると、消費者に届くまでの過程が分からぬ。そこで、その情報が必要だということで、平成四年から強制力のないガイドラインというかたちで、このように表示してくださいとお願い

してきました。

しかし、ガイドラインですと、あいまいな表示になっている場合もあり、平成八年から、一定程度輸入量があり、国産と品質的にも差があるが、見た目ではなかなか分からぬるもの、例えばアスパラガス、

ブロッコリー、ニンニク、ショウガなどの一部の品目についてだけ、旧法に基づいて表示をお願いしてきました。その後、輸入品が増えてきたことなどから、昨年の制度改正で、すべての飲食料品に表示の義務づけを適用することになったわけです。

「有機JASマーク」

青山 私たち消費者にとても関心の高い有機野菜についてはいかがですか。

西藤 生鮮食料品の中でも有機農産物については定義がいろいろあります。そのため、きちんとした枠組みがないとかえって消費者は混乱してしまいます。そこで、第三者



西藤 久三 農林水産省総合食料局長

さいとう きゅうぞう / 昭和 20 年生まれ。富山県出身。45 年農林省入省。食品流通局審議官、経済局統計情報部長、食品流通局長などを経て、平成 13 年 1 月から現職。

青山 土づくりから生産まできちんと有機栽培をして初めて有機野菜と言えるのだと私は思います。その情報が正確に提供されることは、私たち消費者だけでなく、生産者の方たちにもいいことですね。

西藤 そうだと思います。以前は「有機」

とか「無農薬」という表現が多かつたようになりますが、制度の枠組みができたことによって、あいまいな表現が少なくなります。今、第三者の認証機関が二十六あります。

その機関から認定された生産者が、化

機関から認定を受けない限り、生産者、製造業者は、農産物などに「有機」という表示ができない表示規制を、今年の四月からお願いすることになっています。これは、生産者に大変負担をかけている面があるかもしれません、生産者にとっても、自分のつくった農作物の情報が正確に消費者に伝わることによって利益を受けるし、消費者にとっても、自分が買って食べるものがどのような方法で生産されたものかが分かることは、選択の基準の一つになるだろうということで、生産の面からも消費の面からも、この表示制度は理解を得ながら充実させていくことが必要だと思っています。

この制度は、単なる表示ということだけではなくて、消費者にとって必要な情報をどのようにうまく出していこうかというものですから、消費者が選択をされるときに、ぜひ上手に使っていただきたいと思います。



二年間議論した 遺伝子組換え食品の表示方法

青山 遺伝子組換え食品については、どういうかたちで表示されるのですか。

西藤 日本で今、流通している遺伝子組換え食品は、大豆、とうもろこし、なたねなどです。そのままのかたちで食べるものは少ないので、日本では平成八年から流通するようになりました。

遺伝子が組み換えられた種子を使って病気に対する抵抗性のある作物をつくると、農薬をかけなくとも育ちますので、安くで

きます。これは先進国の問題のように思われますが、農薬をなかなか手当てできない途上国などでも育つ大豆なり、どうもろこしをつくつていこうといふことがねらいにあって始まった技術だと思います。

一つは、遺伝子一個が組み換えられて、安全性に全く問題がないし、用途も從来ですが、農薬をかけなくとも育ちますので、安くであります。

消費者から見れば、自分が食べている食品のルーツを知りたいという当然の要求があるわけです。これについては大きく分けて三つの考え方があります。

もう一つは、組み換えた遺伝子が残つてある、あるいは、組み換えた遺伝子が植えても周りの環境に影響を及ぼさないというチェックをしています。ただ、そういうチェックをして流通しているのですが、消費者から見れば、自分が食べている食品のルーツを知りたいという考え方です。

三つ目は、遺伝子組換えでつくられたタンパク質が残つていようが、あるいは組み換えた遺伝子が残つていようが残つていまいが、その原料を使った以上は表示すべきだという考え方です。

私ども農林水産省は、厚生労働省とも話をしながら進めてきましたが、平成九年の春から二年間、いろいろな方に入つていただき、表示をどうしようかということを議論していただきました。一つの結論を得たのは、先ほどの三つの案の中間の案

もちろん人への安全性ということは、日本の場合も厚生労働省が審査をし、安全性をチ



青山 佳世 フリーアナウンサー

あおやま かよ／愛知県出身。NHK「こんにちはいとつ6けん」に出演中。講演、執筆活動などでも活躍中。

遺伝子組換えのDNA（デオキシリボ核酸）が残っているか、それによつてつくり出されたタンパク質が残つている場合は表示する。さらに、残つていな場合は任意で表示してもらうというものです。具体的に言いますと、例えば遺伝子組換えの大豆から

エックしていますし、今年四月からは法律的にもそれがチェックされるようになつています。

前のものと全然違わない。そういうものについて表示する必要があるのかという、むしろ表示不要論といった考え方です。

もう一つは、組み換えた遺伝子が残つてある、あるいは、組み換えた遺伝子が

豆腐をつくると、これには残っています。ところが、しょうゆになると、タンパク質が残らない。ですから、しょうゆは任意の表示で結構です、豆腐は表示をしてくださいということです。というのは、残らないものまで表示を義務づけても、分析して表示が正しいかどうかを判断するのが難しいという問題があるからです。この技術は日進月歩で変わっていくと思いますので、必要があれば常に見直すということを考えていますが、現在は、遺伝子組換えのかたちが残っているものは表示をしてくださいとということになりました。

それともう一つ、私ども、皆さんのご意見を聞いて「不分別」という表示を設けました。輸入する大豆も全部が遺伝子組換えした。輸入する大豆も全部が遺伝子組換えの大豆ではありませんが、流通過程で混ざってしまうのです。日本へ送られてくる大豆、とうもろこし、なたねなどは、アメリカ、カナダなどから輸入していますが、大豆ですと、パナマ運河を通過する五万トンの船にバラ積みしてきます。その中でどうしても混ざってしまいます。あるいは、実際の流通過程では分別していない。

そこで、例えばこのお豆腐は遺伝子組換

えとそうでないものとが分別されていない大豆を使いましたという「不分別」という表示を認めました。厳密に分別すると、非常にコストがかかり過ぎて大変だからです。ですから、「不分別」という表示のものは、遺伝子組換え大豆が入っている可能性が高いが、それは確認していませんということです。そういう点で、非常に現実的な仕組みにしたつもりです。これも今年の四月から表示が行われることになっています。

青山 消費者は、表示がどういう意味を持つていて、どういう基準で表示されているかをよく理解して判断しないと、偏った買方に陥ってしまいますね。

西藤 遺伝子組換え技術の中身について、消費者の方を含めて、関係者にいかに正確に情報提供していくかということが大切です。それと、表示自体がどのような意味を持つているのかを理解していただくことが大事ですので、私ども、「JAS法改正の

実際に買い物をされる消費者に見ていただいて、いろいろご意見をいただき、さらに改善すべき点があれば改善していくということにかかります。消費者の方によく見ていただけて、利用していただけて、あいまいな表示があると、これはおかしいのではないかというご意見をいただく。そのようにしていくことで、この仕組みはうまく育っていくと思っています。

表示が疑わしい場合は立入検査を実施

青山 昨年から品質表示が実施されているものについては、どのような状況ですか。

西藤 生鮮食料品については昨年七月から表示をお願いして、私ども、昨年の七月と十一月に、全国で実施状況を調査しました。この調査結果では、全部に表示ありが五割程度、ほとんど表示ありを加えて七ヶ八割となっています。スーパーなどの量販店や百貨店の食品売場は、実施状況が良好ですが、専門店といいますか、八百屋さん、魚屋さんがまだ不十分な状況です。

これは我々の努力不足もありますが、この仕組みについて専門店の方になかなか浸

また、この制度がうまくいくかどうかは、



透していなくて表示制度を知らなかつたとの答えや、輸入品だけ表示すればいいとか口頭で答えればよい」という誤解があつたりで、まだまだ十分という状況にはありますせん。

今後も、単に調査をするというのではなくて、流通の関係者の理解と協力があつて初めてこの制度は成り立つですから、消費者の選択、利便のためにこういうことををお願いしているので、ぜひ協力してくださいと、理解を求める努力を積み重ねないと必要があると思つています。

青山 もし表示に偽りがあつたと分かつた場合は、どうなるのですか。

西藤 疑わしい場合は、まず立入検査をして、その結果、間違いが発見されれば、是正措置をとつてくださいと指導いたします。それでも守られなければ、販売業者名などを公表します。公表しても是正されないときは、是正しなさいという命令を行います。命令にも従つていただけないときは、初めて罰金を科すという仕組みです。

ただ、罰金を科すことが目的ではありませんので、立入検査をし、間違いがあれば正確に表示してくださいと指導していくの

が本筋だと思つています。しかし、意識的に、偽の表示で堂々とやるような人は、この仕組みでも罰則を科すというかたちになつています。消費者の不利益そのものは、法律の対象にはなつていませんので、当事者同士で話をしていくしかありません。この法律は、あくまでも罰則をかけることに重きを置いているのではなくて、当事者の理解と協力があつて初めてうまくいくものですので、罰金などを科すところまでいかないでうまくいくというのが一番望ましいと思つています。

青山 この品質表示基準は、私たちの生活とか健康に直結するものですので、ぜひこれを参考にさせていただき、安心でおいしい食品を選択していきたいと思います。

西藤 うまく使っていただきたいと思いま

す。この仕組み自体、消費者に分かりやすく信頼されるものでなければいけませんし、生産者の目から見ても、自分のつくつたものが正しく消費者に伝わることは、努力が報われることにもなるので、関係者の理解と協力で何とかこの仕組みを定着させていきたい、それが消費者のためでもあり、生産者のためだと思つています。

青山 今日は、どうもありがとうございました。

ここ霞が関の農林水産省の一階の正面玄関を入つてすぐのところに、「消費者の部屋

屋」というのがありますて、消費者からの相談を受け付けられるようになつています。さらに、「子ども電話相談」ということで、子どもさんからいろいろな質問を受け付けるための体制もとつていています。

ですから、農林水産省関係の行政機関に行つていただいてもいいですし、「消費者の部屋」に直接お電話いただければ、窓口から担当のところへ連絡がいつて対応できることになつていています。

青山 この品質表示基準は、私たちの生活とか健康に直結するものですので、ぜひこ

れを参考にさせていただき、安心でおいしい食品を選択していきたいと思いま

す。この仕組み自体、消費者に分かりやすく信頼されるものでなければいけませんし、生産者の目から見ても、自分のつくつたものが正しく消費者に伝わることは、努力が報われることにもなるので、関係者の理解と協力で何とかこの仕組みを定着させていきたい、それが消費者のためでもあり、生産者のためだと思つています。

青山 今日は、どうもありがとうございました。

ここ霞が関の農林水産省の一階の正面玄